

議案第 5 号

平成26年度日高市高麗川駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成26年度日高市の高麗川駅西口土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成27年 2 月26日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 高麗川駅西口事業費	土地区画整理事務	1,106 千円